

キャッシュカードご利用限度額 変更のお知らせ

平素は、当金庫のA T Mをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、全国的に多発しているキャッシュカードの偽造・盗難等による犯罪からお客様のご預金をお守りするため、

平成20年5月12日(月)より従来からの磁気ストライプキャッシュカードによる『A T Mでの1日あたりのご利用限度額を50万円』とさせていただきます。

お客様にはご不便をおかけする場合もあるかと存じますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 変更日 平成20年5月12日(月)より

2. 1日あたりの現金支払い限度額

キャッシュカード種類	限度額
磁気ストライプキャッシュカード(個人)	50万円
磁気ストライプキャッシュカード(法人)	200万円
I Cキャッシュカード(個人・法人)	200万円
事業者カードローンカード	100万円

当金庫キャッシュカードで、当金庫A T Mおよび提携金融機関A T M・C Dをご利用の場合の限度額とします。

50万円以上ご利用のお客様は、「I Cキャッシュカード」への切り替えをお勧めいたします。

幡多信用金庫

ご不明な点につきましては、お近くの本・支店窓口までお問い合わせください。